

議案第177号

指定管理者の指定について

さいたま市老人福祉センター和楽荘等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

| 所在地 | 名称 |
|-----------------------|------|
| さいたま市緑区大字三室2458番地 | 和楽荘 |
| さいたま市桜区大字下大久保727番地1 | 寿楽荘 |
| さいたま市大宮区東町2丁目105番地 | あずま荘 |
| さいたま市見沼区大字膝子1151番地1 | 東楽園 |
| さいたま市北区日進町1丁目800番地105 | しもか荘 |
| さいたま市中央区下落合5丁目11番12号 | いこい荘 |
| さいたま市西区大字西遊馬533番地1 | 馬宮荘 |

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで